

緊急事態宣言による特定都道府県知事を行う措置（主なもの）

（１）まん延防止に係るもの

項 目		特別措置法	手 続
協力の要請 ※都道府県対策本部長	公私の団体又は個人に対する感染対策の実施に関する要請 ※ 感染対策の広報活動への協力や、イベント延期や施設使用制限に係る協力などの要請	第24条⑨	○専門家の意見聴取
協力の要請	住民一般に対する不要不急の外出自粛などの要請 ※ 通院、食料買出し、出勤など、生活の維持のために必要なもの以外の外出の自粛等の要請。マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策の実践などの要請も含む。	第45条①	※ 基本的対処方針等、諮問委員会の意見も踏まえ、期間・区域を示すこと。
措置の要請	多数の者が利用する施設の施設管理者等に対する施設の使用の制限・停止、催物の開催の制限・停止、その他政令で定める措置の要請 ※ 政令で定める措置：発熱者等の入場禁止、手指の消毒設備の設置施設の消毒など	第45条②	○専門家の意見聴取 ○対象施設への事前通知（原則） ○公表（第45条④）
措置の指示	正当な理由なく、第45条②の要請に従わない場合の指示 ※ まん延防止、生命・健康の保護等のため特に必要があると認めるときに限る。	第45条③	○専門家の意見聴取 ○弁明の機会の付与（原則） ○公表（第45条④）

(2) その他

	項 目	特別措置法	手 続
臨時の医療施設での医療の提供	知事は、医療機関が不足し、医療提供に支障が生ずると認める場合は、臨時の医療施設で応急的な医療を提供	第48条	○行動計画による
土地等の使用	臨時の医療機関の開設のため、土地、家屋又は物資を所有者・占有者の同意を得て使用	第49条①	
	正当な理由なく同意しない、又は所有者・占有者が所在不明の場合、同意を得ずに使用	第49条②	○公用令書の交付 (第71条)
物資の運送等の要請・指示	緊急物資の運送、医薬品、医療機器等の配送を運送事業者又は医薬品等販売業者（指定公共機関、指定地方公共機関）に要請・指示	第54条	
物資の売渡しの要請	医薬品、食品、医療機器、衛生用品等の特定物資について、所有者に売渡しを要請	第55条①	
物資の収用	第55条①の要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、特定物資を収用	第55条②	○公用令書の交付 (第71条)
物資の保管命令	生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とするものに対して特定物資の保管を命令	第55条③	○公用令書の交付 (第71条)

※ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施するに当たっては、基本的対処方針に基づき、予め府県対策本部と協議し、迅速な情報共有を行うこととされている。